

平成22年4月1日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2009
 課題番号：18520570
 研究課題名（和文） ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの金融と財政
 研究課題名（英文） Money and finances of Philip the Good, the duke of Burgundy, of the Valois House
 研究代表者
 金尾 健美 (KANAOKI TAKEMI)
 川村学園女子大学・文学部・教授
 研究者番号：20286173

研究成果の概要（和文）：15世紀西欧の有力貴族であるブルゴーニュ公フィリップの収入と通貨政策を解明した。地代と消費税と酒税を主とする通常収入は1430年代に減少傾向を示す。いわゆる「小氷河期」によって穀物とブドウの生産が低迷したためである。しかし財源を確保するために金属貨幣を貶質すると、経済活動を不安定にし、公の権威と公共の福利を阻害する。そこで通貨は安定させ、両替を規制して金銀市場から投機的要因を排し、直接課税と借入を財政の核とする決定を下した。

研究成果の概要（英文）：This research aimed at detailing the revenues and the monetary policy of Philip, the Duke of Burgundy, a powerful prince in the 15th century Western Europe. A decreasing was seen in his ordinary revenues constituted by rents, consumptive and wine taxes in 1430's. This is because an unfavorable production of cereals and grapes in this region was affected by a so-called "little ice age". The duke's government had learned, however, that the political deterioration of the money destabilized economic activities and derogated both the duke's authority and the public welfare, although the policy easily compensated his revenue shortage. After all, the Duke decided to set the direct tax and some loans of his subjects in the center of his finances, which kept a fixed value in the currency and regulated the moneychangers to remove the gold and silver market from speculative factors.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	600,000	180,000	780,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,800,000	510,000	3,310,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：西洋中世 諸侯 ブルゴーニュ 財政 造幣 課税 経済史

1. 研究開始当初の背景

西洋中世後期から近代国家形成期にかけて（14-15世紀）の諸侯の政治動向と司法行政を追求した研究は十分な蓄積を持っている。しかし彼らの権力基盤である財力の解明は、どちらかといえば、活動資金を吸収する制度分析に重心があり、その運営と資金移動の実際を詳細にした研究は十分ではなかった。特に金属貨幣の発行を造幣利益を求める事業と見て、課税に先立つ重要な政策課題として扱った研究は極めて少なかった。

2. 研究の目的

上記の問題意識に基づき、本研究は西洋中世後期の諸侯の財力の解明を最終目標とした。この目標達成のために、フランス・ヴァロワ家第三代ブルゴーニュ公フィリップ（在位 1419-1467）の治世前半、1420-30年代の20年間を対象とし、財務の実態を解明すること、つまり税収管区ごとの具体的な課税科目と徴収税額の確定、次に通貨と税収の政策決定、最後に財務、造幣、そして税収を請負う素封家とその管理体制の理解、を当面の研究課題とした。

ヴァロワ家ブルゴーニュ公とはフランス王ジャン2世（在位 1350-64）の末子フィリップ（在位 1363-1404）を祖とし、ジャン（位 1404-19）、フィリップ、シャルル（位 1467-77）と四代にわたって繁栄した一族で、同時期の西欧国際政治を左右した実力者であった。公家断絶後、その所領の大半はハプスブルク家に相続されて、近世ヨーロッパの権力バランスを左右した。この政治史上の重要性がブルゴーニュ公家を研究対象とした第一の理由であり、しかも当家は緻密な実証研究を可能にする膨大な財務関係の史料を残している。これが第二の理由である。

さらにブルゴーニュ公は初代フィリップ以来、北方低地地方の支配に関心を集中して長期間滞在したために、本来の知行地であるブルゴーニュ地方は自立化し、諮問会と会計院が代理権を駆使して統治する体制を確立した。したがって財務の常態を把握するという研究目的に合致する対象地域は、変化と軋轢が激しい北方領域より、ブルゴーニュ地方の方が適切と言える。以上の前提を踏まえて、以下4点の具体的な目的を設定した。

(1) 2003年度に実施した予備的調査の結果、ブルゴーニュ地方の主要な会計文書、すなわちブルゴーニュ公領総収入簿と各バイイ管区の収入簿、は1420年代末から収入額が漸減傾向にあることを示した。この傾向が長期

的なものか、一時的なものかを判断するために、各系列の史料の調査範囲を1430年代まで拡大し、さらにその変動要因を分析して、ブルゴーニュ経済（生産と流通と消費）の実態を時系列で詳細にする。

(2) 課税制度は階層構造をなしていない。「上」が「下」に負担を強制していると考えられるよりも、様々なポジションにある会計主体が支配・従属の観念にとらわれないネットワークを構成していると理解した方がよい。各地の税収人と財務担当諮問官は頻繁に協議を重ね、各地の会計主体に費用負担を打診した。無理やり資金拠出を強制した訳ではないと考えられるが、それを実証すること。そのために在地貴族の動向を把握し、会計院を頂点とする人脈を解明する。

(3) 地方三部会の合意を得て徴収される御用税の徴収と納付の実態を詳細にする。

(4) 典型的な財務官僚であったジャン・フレニョが業務上横領の嫌疑で訴追された事件を分析し、その政治的意味を解明する。

3. 研究の方法

史料はフランス国コート・ドール県公文書館（以下 ADCO と略記する。在ディジョン市）所蔵の系列 B（旧会計院文書）を使用した。史料の一部はフィルム化され、さらにそれが最近になってデジタル化されて、当該公文書館のホーム・ページ上で公開されているが、本研究で必要とする史料のほとんどは未刊行のままであり、現地で実際に原史料を閲読し、必要に応じて自ら撮影し写真版を作成する、という古典的手法に頼った。

史料の閲読・調査に関しては以下の基本方針をとった。

(1) 何よりも数値情報の収集を第一義とし、そのために表計算ソフトを活用して、冗長な記述は適宜要点のみとし、数値はすべて算用数字に直した。

(2) 各地の税収の常態と見なされる記録は、その代表的記録をそのまま写し取り、毎年の繰り返しは数量のみ記録し、一覧、比較検討を容易にした。

(3) 例外を報告する欄外の注記ないし監査メモはワープロ・ソフトに記録した。保存状態の劣悪なものはデジタル写真を活用し、現地調査の時間短縮を図った。高解像度の画像は若干の補正を加えるだけで読解を容易にする。

史料の現地調査とデータ収集は、毎年夏季休暇中に2週間づつ4年間にわたって実施した。文書館での調査実働時間は7.5時間/日×

10日×4＝300時間であり、この間に調査を終えた史料は合計9,200葉を超える程度であった。

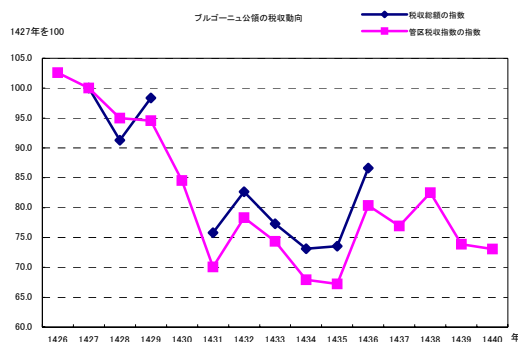
4. 研究成果

以下3点の所見を得た。

(1) ブルゴーニュ公領の収入動向について。ブルゴーニュ公領を構成する6管区（北からシャティヨン、オーソワ、ディジョン、オートタン、シャロンおよびシャロレ）の通常収入記録、森林・水資源利用税徴収記録、および12ドニエ税（5%の売買税）とブドウ酒8分の1税（12.5%の酒税）の徴収記録を1430年頃から42年頃までの10余年分を調査・分析した。その結果を1420年代の収入記録の調査結果（2003年度の在外研究の機会に実施）と合わせて考察したところ、およそ以下のような知見を得た。

まず静態的分析結果であるが、行政都市ディジョンを中核とする管区の収入は地代と各種の税を合わせると1430年代は年8000リーヴル程に達した。シャロンは年市で知られた商業都市を中心とする管区で、年額4000リーヴル程度。シャロレは典型的な農村地帯で、オートタンは司教座都市を中心とするが、それぞれ3000リーヴル程度の収入があった。オーソワとシャティヨンはいずれも城塞都市を核とするが、前者は2000リーヴル程、後者はせいぜい1000リーヴル程度であった。このように各管区の性格の違い（行政的、農村的、商業的、宗教的、軍事的）と各種の収入合計の違いは顕著であった。なお対象時期の居住人口調査は行なわなかった。

次に動態分析の結果であるが、1420年代前半はインフレ政策からデフレ政策への転換があったため、その影響を差し引いた実体経済の実質的な動向の把握は困難であった。またブルゴーニュ公の全支配領域では1426年末にすべての財務担当者が累積残高を清算したので、翌1427年を基準年とし、各管区の同年の収入額を100とする指数値に換算して収入動向を比較検討した。その結果、各管区の時系列動向は、それぞれの性格差にも拘わらず、高い相関性が観察された。すなわち、① シャロン管区を除き、1430年代に1427年のレベルを回復することはない。② 1430年から31年にかけて収入は急落する。③ 32年にやや持ち直すが、④ 33年から再び下落を示し、34年ないし35年に底を打つ。⑤ 36年には急速に回復するが、それでも指数90に達することはない、以後27年レベルの7-8割程度で推移した。つまり各管区は静態的には顕著な相違を示すにもかかわらず、動態的にはほぼ構造化されていたと言える。



最後に、この時系列動向を決定づけた要因を分析した。当該時期の当該地方においては、経済活動の基盤が穀物栽培とブドウの栽培・醸造にあるから、消費税収も農産物の収穫高に依存する。長期気候変動を扱った先行研究によれば、1430年代はいわゆる「小氷河期」に相当し、全般に寒冷であったことが知られている。したがって農業生産は振るわず、地代収入と各種の税収はそれに追従して低迷したと理解される。常に気候変動に左右される不安を抱え、しかも課税は生育と収穫のリズムを尊重しなければならない。経済活動全体が農業に強く依存している以上、財源としては弾力性を欠くことになる。

(2) 1420年代初頭の貨幣政策と両替規制の意味。1420年夏にはブルゴーニュ地方のみならず、パリでも、シャンパーニュでも銀市場が高騰したことが知られている。公定価格は1マール（＝8オンス＝約244.75グラム）あたり26リーヴルであったが、実勢価格は32リーヴルに達した。これは6月にブルゴーニュ公フィリップが、謀殺された父公ジャンの側近で虜囚となっていたギヨーム・ド・ヴィエンヌの身代金捻出のため、大量の銀貨製造令を発し、造幣請負人たちが材料確保に奔走したことに由来する。この事情は1420年末にディジョンで執筆された業務連絡の書簡草稿（ADCO B11210に収録）によって詳しく知ることができる。ブルゴーニュ公の官僚たちは事態打開のために二案を策定した。ひとつは銀貨の極端な貶質であるが、造幣所の職人たちの強い反対にあって放棄した。今ひとつの案は市場鎮静化のための両替規制であった。

その分析の前に、オーソワ管区に残る1421年の銀直接徴収の記録（ADCO B2788）に言及したい。この帳簿は全国三部会および地方三部会の合意に基づく御用税の徴収記録と見なすことができる（上記の研究目的(3)の分析事例）が、貨幣ではなく銀を重量単位

で徴収した異例の記録である。全 60 葉の両面にわたって、当該管区の 6 都市、237 ヶ村の居住者に対する割当額が記載されている。史料の保存状態が劣悪で、判読分は全体の 8 ないし 9 割程度であるが、計 1580 余名に対する当初割当総額は 593 マールであったが、そこから判明した分だけで 134 名の割当額 46 マールが取り消され、さらに 270 名に対して約 100 マールが免除された。若干の不明分があるが、結局、1184 名に 447 マール (= 約 109kg) を割り当てたことが記録されている。一人当たりの最頻割当額は 1/2 マールであった。ブルゴーニュ地方では、このオーソワ管区以外の記録は散逸した。新貨発行のために素材を徴収しようとしたが、実際には雑多な銭の納入が多く、当初の目的は達成されなかった。この措置の背後には造幣収入を重要な財源とする思考が隠れている。しかし原材料を供出させて、加工し、その付加価値を収益とするよりも、質的・量的に安定した貨幣を供給して、流通する銭を税として回収し、利用する方がはるかに効率的である。

そこで 1421 年と 23 年に二度にわたって両替規制令 (ADCO B11211 と B11202 に収録) を発令した。貴金属市場を安定させ、投機的行動を牽制するだけでなく、金融業者を会計院を核とする通貨管理体制の末端に組み込み、偽造・貶造貨幣の摘発を担わせ、所与の経済圏に均一の良質な貨幣が流通することを目指した法令である。つまり造幣で巨利を得ることを自ら禁じ、貨幣流通の安定を優先したことを示唆する。そのために、両替業者の人数を制限し、彼らの手元資金を制限し、届け出義務を強化し、司法官による随時立入検査を盛り込んだ。つまり市場で流通する貴金属総量を絶えず把握し、統制しようとしたのである。

(3) 税収請負人訴訟の意味。1415 年から 27 年まで 10 期にわたりブルゴーニュ領邦総収入役を、また 1415 年から 20 年までシャロン管区税収人を兼任したジャン・フレニョの訴訟 (1432-33 年) の公判内容を詳細にした。検察は税収人フレニョが通貨切り上げを利用して累積負債額を不当に低く評価した点を背任と見做し、本来の負債額との差額を横領として起訴した。これに対して被告は負債圧縮の事実、まさに自身が帳簿に記載した事実であるとして認定したが、その会計処理はもとより犯罪行為ではなく、税収人の裁量範囲内であると主張し、ディジョン会計院の指針に従って、実際に流通していた通貨を基準に信用と負債を算定したことを説明して、検察の主張は合理性を欠くと反論した。しかし判決はほぼ検察の主張通りとなり、被告はブルゴーニュ公領の年収に匹敵する巨額の支払いを科された。通貨の改定を私利に結び

つけた者を厳罰に処したことで、上記の両替規制令とともに、造幣利益を追求する通貨操作を主たる財源とする政策を放棄したことを示唆する。

(4) 結論。以上の所見を総合すると、1420 年ころ、つまり第 3 代ブルゴーニュ公フィリップが公位を継承した頃には、緊急の必要に応じるには造幣利益を利用していた。しかし安易な発想を捨て、安定した通貨を発行して、経済活動全体の円滑化を目的とする政策を重視するようになった。ところが 30 年代にかけてのブルゴーニュ地方全体の地代收入と税収が低迷したことがはっきりすると、公自身もその側近も別次元の資金調達方法を模索することになり、結局、御用金と呼ばれる直接税か、借入金か、いずれかに依存することになるだろう。なお研究目的 (2) に関しては十分に納得のいく成果を得ることが出来なかった。今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

① 金尾健美、ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (6) —1420 - 30 年代のブルゴーニュ公領税収動向一、川村学園女子大学研究紀要、査読なし、vol.21、No.1、2010、pp.79-102。

② 金尾健美、ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (5) —ブルゴーニュ収入役ジャン・フレニョの訴訟一、川村学園女子大学研究紀要、査読なし、vol.20、No.1、2009、pp.1-51。

③ 金尾健美、ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (4) —1421 年の銀徴収記録一、川村学園女子大学研究紀要、査読なし、vol.19、No.1、2008、pp.15-43。
http://nels.nii.ac.jp/els/110007043149.pdf?id=ART0008969773&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1269916347&cp=

④ 金尾健美、ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (3) —二つの両替規制令一、川村学園女子大学研究紀要、査読なし、vol.18、No.1、2007、pp.1-38。
http://nels.nii.ac.jp/els/110006392621.pdf?id=ART0008392456&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1269916251&cp=

⑤ 金尾 健美、Monnaie et politique monétaire dans les lettres rédigées à Dijon en 1420、佐藤彰一編 歴史・地図テキストの生成 テキスト/コンテキスト2、査読なし、2007、所収。フランス語 pp.49-59、翻訳 pp.101-109。

〔学会発表〕（計1件）

金尾健美、Monnaie et politique monétaire dans les lettres rédigées à Dijon en 1420、名古屋大学GCOE総合テキスト科学の構築、第10回国際研究集会、2006年11月17日、名古屋大学。

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等 なし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金尾 健美 (KANA O TAKEMI)

川村学園女子大学・文学部・教授

研究者番号：20286173

(2) 研究分担者

なし。

(3) 連携研究者

なし。